

千葉県私立保育所設置認可等要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、私立保育所（以下「保育所」という。）の設置認可、認可の変更、廃止・休止に当たり、必要な事項を定める。

第2章 設置認可の要件

(設置者)

第2条 保育所の設置者は、法人であって、法第35条第5項各号（当該設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、第4号に限る。）に掲げる基準を満たすものとする。

2 保育所の設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の法人である場合は、別表1の規定を満たすものとする。

(定員)

第3条 保育所の定員は、20人以上とする。

2 分園の定員は、30人未満とする。ただし、中心保育所の規模、中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であると市長が認める場合には、30人以上とすることができる。

3 第1項の定員は、小学校就学前の児童を対象とし、年齢（4月1日時点の年齢をいう。以下同じ。）ごとに持ち上がりが可能な年齢構成とする。ただし、設置者やその関連法人が経営する認定こども園などで、当該保育所での保育終了後の受入れが可能である場合は、特定の年齢の児童のみを対象とすることができる。

4 前項ただし書きにおける受入先は、原則として当該設置者が確保するものとする。

5 第2項の定員は、小学校就学前の全ての年齢の児童を対象とする。ただし、規則性を設けて本園の児童と分園の児童を明確に分けている場合にあつては、特定の年齢の児童のみを対象とすることができる。この場合において、当該規則性は、児童の不利益にならないものとして市長が適当と認めるものとする。

6 3歳未満児の定員は、原則として全体の定員の4割以上5割以下とする。

(立地条件)

第4条 保育所の立地は、以下の各号に該当する場所とする。

(1) 保育所の設置について、総じて周辺住民の同意を得られていること。

(2) 都市計画法令や建築基準法令などの関係法令を遵守していること。

(3) 保育所の所在地から市の指定する範囲内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設が存在しないこと。
ただし、当該施設の所有者から保育所設置の同意を得るなど、環境の改善が見込まれる場合はこの限りでない。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）第15条の5第1号に規定する地域（中央区富士見2丁目の一部）から50m以内又は同条例別表に規定する地域（中央区栄町の一部）から200m以内の範囲でないこと。

(5) その他、周囲の環境について、児童の心身ともに健やかな育成に著しい支障がないこと。

2 前項の規定に関わらず、保育所が施設を移転する場合又は認可外保育施設が施設を移転して保育所の設置認可を申請する場合は、原則として、移転後も入所を希望する者が通える場所に移転することとし、現施設から移転先の距離が1kmを超える場合は、移転に関する利用者の同意書を市に提出することとする。

（施設の構造、設備等）

第5条 保育所の構造、設備等は、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令及び別表2の定めるところに従うものとする。

（機能充実又は多機能化のための設備・空間）

第6条 機能充実又は多機能化のために、施設整備に当たっては、可能な限り、地域子育て支援、一時預かり等を行うための設備及び空間を備えるよう努めるものとする。

（職員）

第7条 保育所に配置する保育士その他の職員は、条例に定める基準に従うほか、適切な運営を行うため、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 保育に直接従事する職員の数の算定方法については、以下の算式により算出すること。

$$\text{必要配置数} = (\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/5) + (3 \text{歳児数} \times 1/20) + 4 \text{歳以上児数} \times 1/30$$

※年齢区別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨）、合算した値の小数点以下を四捨五入する。

(2) 条例に基づき必要とされる数の保育士（以下「定数保育士」という。）には、常勤の保育士を充てること。ただし、次のいずれにも該当する場合で特に市長が認めた場合には、定数保育士の一部に短時間保育士（常勤の保育士以外の保育士。以下同じ。）を充てても差し支えないものとする。

ア 常勤の保育士が一の組又はグループに1人以上（乳児を含む組又はグループであって当該組又は当該グループに係る最低基準上の保育士の定数が2人以上の場合は2人以上）配置されていること。

イ 常勤保育士に代えて短時間保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ることを。

(3) 定員が90人以下の保育所については、定数保育士の他に常勤の保育士1人を置くこと。

(4) 原則として、定数保育士に加えて専任の主任保育士を配置すること。ただし、定員30人未満の保育所にあつてはこの限りでない。

(5) 調理員は、定員が40人以下の保育所にあつては1人以上、定員が41人以上150人以下の保育所にあつては2人以上、定員が151人以上の保育所にあつては3人以上を配置すること。ただし、条例第46条第1項の規定により、調理業務の全部を委託する保育所及び条例第45条第1項の規定により全ての食事を外部搬入により提供する保育所は除く。

2 条例附則第10条及び第12条に規定する「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」（以下「要件緩和対象者」という。次項において同じ。）とは、家庭的保育者研修の基礎研修を修了した者又は子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（地域保育コースに限る。）（以下「子育て支援員研修等」という。）を修了した者とする。ただし、認可・認定保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業）、幼稚園、認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）で1,440時間以上の業務経験を有する者については、前記に関わらず要件緩和対象者となることが可能であり、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了することを条件として配置することができる。

3 条例附則第11条の規定により配置する職員は、要件緩和対象者となった日から起算して翌年度末までに子育て支援員研修等を修了するものとする。また、幼稚園教諭又は小学校教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなして配置するときは、それぞれの専門性を十分に発揮するため、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる子どもを中心に保育するよう努めるものとする。

(1) 幼稚園教諭の免許状を有する者 3歳以上児

(2) 小学校教諭の免許状を有する者 5歳児

（施設長）

第8条 保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるとともに、その職務に専任できる者であることに加え、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。なお、次の各号のいずれにも該当する者であることが望ましい。

(1) 保育所等において10年以上従事した者

(2) 保育所において、3歳未満児の担任経験を含み、10年以上従事した者（主任保育

士が同等の経験を有する場合はこの限りではない。)

- 2 施設長は、原則として実際にその保育所の業務に専従するものとする。
- 3 施設長の給与は、原則として委託費から支出する。
- 4 施設長は、保育所の安定した運営を図るため、原則として開園から3年間は当該保育所の施設長を務めることとする。
- 5 前項の目的を達するため、市内に所在する他の特定教育・保育施設の施設長又は特定地域型保育事業の管理者で、就任から一定期間を経過していない者を、設置認可の申請にあたって施設長としないものとする。

(保健衛生及び給食)

第9条 保育所において調理又は調乳を担当する職員は、毎月検便を実施するものとする。

- 2 調理業務の全部又は一部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知)及び千葉市保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱に定めるところによる。
- 3 条例第45条第1項の規定により外部搬入を行う場合は、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日付け児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、千葉市児童福祉法施行細則(平成4年千葉市規則第59号。以下「施行細則」という。)第21条、千葉市保育所給食の外部搬入及び外部委託実施要綱及び千葉市保育所における給食提供(外部搬入)のための指針に定めるところによる。

(開所時間及び休日)

第10条 保育所の開所時間は、原則として1日11時間以上とし、市長と協議の上決定する。

- 2 休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日)とする。ただし、休日保育を実施する保育所は、この限りでない。

(保育所の設置に必要な土地及び建物の確保)

第11条 保育所の設置者は、保育所の設置に必要な全ての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸付け若しくは使用許可を受けているものとする。ただし、次条各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から保育所の用に供する土地及び建物について貸与を受けることができる。

(不動産の貸与を受けるための要件)

第12条 保育所の設置者が保育所の用に供する土地又は建物について貸与を受けて保育所を設置する場合は、次に掲げる要件(国又は地方公共団体から貸与を受ける場合にあっては、第3号から第5号までに掲げる要件に限る。)のいずれにも適合し、かつ、待機児童を解消し、又は多様な保育サービスを実施する上で有用であると認められるものとする。

- (1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。
- ア 新設の社会福祉法人以外の者が建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合
- (2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業者から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (4) 保育所を設置しようとする者が社会福祉法人以外の者である場合は、前号に規定する財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる額（以下この号において「附加額」という。）を加えた合計額の資金を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、地上権又は賃借権の登記の有無、賃貸借契約の期間、保育所を設置しようとする者の財政力、公的機関による継続的な賃借料の補助の有無等を勘案し、安定的な事業経営が確保できると市長が認める場合にあっては、附加額をその2分の1を下回らない範囲内で減ずることができる。

年間の賃借料が1千万円以下である場合	1千万円
年間の賃借料が1千万円を超える場合	1年間の賃借料相当額

(分園の設置)

第13条 市長の認可を受けて保育所を設置経営している者は、保育所の設置が困難な地域の待機児童の解消を図るため、分園を設置することができる。

- 2 前項の規定により設置する分園は、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号）に定める要件に適合したものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、本園と分園の合計定員が60人以上の保育所にあつては、遊戯室及び当該合計定員の基準を満たす屋外遊戯場を設けるものとする。
- 4 分園を設置しようとする者は、事前に市長に協議を行うものとする。

(名称)

第14条 保育所の名称については、「保育園」を含むなど、私立の認可保育所であることが明らかであり、他の認可事業や認可外保育施設と混同しないものとなるよう配慮するものとする。

第3章 設置認可及び変更の手続き

(設置認可申請)

第15条 設置認可申請者は、施行細則第20条第1項に規定する「児童福祉施設設置認可申請書」に加え、別表3に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(設置の認可等)

第16条 市長は、前条の設置認可申請書について審査を行い、認可した場合は施行細則第20条第2項に規定する「児童福祉施設設置認可通知書」により、認可しない場合は「児童福祉施設(保育所)設置不認可通知書」(様式第1号)により設置認可申請者に通知するものとする。

(社会福祉法人以外の者に対する認可の条件)

第17条 市長は、社会福祉法人以外の者に対して設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、別表4に掲げる条件を付すものとする。

(変更の手続き)

第18条 設置認可を受けた保育所の名称等を変更したときは、変更後1か月以内に、施行細則第20条第3項に規定する「児童福祉施設名称等変更届書」に加え、別表5に掲げる書類を市長に提出するものとする。

2 設置認可を受けた保育所の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等について変更しようとする者は、事前に、施行細則第20条第4項に規定する「児童福祉施設変更事項事前届出書」に加え、別表6に掲げる書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の届出を受けたときは、必要に応じ実地確認等を行うものとする。

第4章 廃止及び休止

(廃止又は休止に関する協議)

第19条 設置認可を受けた保育所を廃止し、又は休止しようとする設置者(以下「廃止等申請者」という。)は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第20条 廃止等申請者は、前条に規定する協議後、施行細則第20条第5項に規定する「児童福祉施設廃止(休止)承認申請書」に加え、別表7に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第21条 市長は、前項に定めるところにより、保育所の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入所を要する児童の数から、施設の廃止の

妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

- (2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあっては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続きを経ていること。）及び定款の変更又は社会福祉法人の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること（社会福祉法人以外の者であつて、廃止に伴い必要となる手続きについて所管庁等の承認等を必要とする場合は、当該承認等が得られる見込みがあること。）。
- (7) その他当該保育所の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条に定めるところにより、保育所の休止の申請があつたときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に入所している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じる手続きを経ていること。）。
- (4) その他当該保育所の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

3 前2項の規定は、分園の廃止又は休止に係る届出がなされた場合に準用する。

（廃止・休止の承認）

第22条 市長は、第20条に定めるところにより申請された保育所の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該施設を廃止又は休止を承認するかどうかを決定しなければならない。

第5章 認可の取消し等

（認可の取消し等）

第23条 市長は、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことができる。

2 前項の規定に関わらず、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うことができる。

3 前2項の規定により事業の停止又は認可の取消しを行ったときは、「児童福祉施設（保育所）事業停止命令書」（様式第2号）又は「児童福祉施設（保育所）設置認可取消通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

第6章 雑則

（補則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、保育所の設置認可に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行し、同日以後になされた申請等に適用する。

2 この要綱の施行の日前になされた申請等については、なお従前の例による。

（保育所の設置認可等に関する事務取扱要領の廃止）

3 保育所の設置認可等に関する事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 社会福祉法人又は学校法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件
(第2条第2項関係)

- 1 法第35条第5項第1号に掲げる基準を満たすため、次の各号に該当すること。
 - (1) 保育所の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。ただし、第12条の規定に該当する場合は、この限りでない。
 - (2) 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (3) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。
- 2 法第35条第5項第2号に掲げる基準を満たすため、経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が次の各号に該当すること。
 - (1) 本市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
 - (2) 関係法令を遵守し、この要綱、募集要項の規定などに準拠するとともに、保育の適切な実施のために行う本市の指導に従うこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の制限または規制に違反している者。
 - カ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者。
 - キ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
 - ク 千葉市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等に

おける指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（保育所等以外の社会福祉事業を含む。）。

3 法第35条第5項第3号に掲げる基準を満たすため、次のいずれかに該当すること。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(2) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

別表2 施設の基準（第5条関係）

1 施設整備に当たって準拠すべき基準

室名等	基準
乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室	<p>1 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。）。</p> <p>2 条例第44条第2号及び第5号に規定する面積は、乳幼児が活動することが可能であり、内法面積から固定式又は大型の家具が占める面積を控除した面積とする。ただし、児童が直接出し入れを行う小型のおもちゃ入れや本棚、床から概ね180cm以上にある吊戸棚に対応する面積は控除しない。</p>
調理室	<p>安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。</p>
便所	<p>乳児室、保育室等の配置状況等を考慮し、十分な設備を有することとし、使用が想定される児童概ね10人に対して1以上設置することが望ましい。</p>
医務室	<p>隔壁等で区画された専用の医務室を設けることが望ましい。やむを得ず、隔壁等で区画された事務室内に医務コーナーを設ける場合は、児童が静養できるよう、当該コーナーを仕切ることが可能なカーテン等を設けること。</p>
屋外遊戯場	<p>1 同一敷地内に設ける場合は、土壤に問題のない土地であること。 また、砂遊び及び水遊びができる環境であることが望ましいこと。</p> <p>2 屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次に掲げる基準を満たす公園、広場、寺社境内等（以下「公園等」という。）であること。</p> <p>(1) 屋外活動を行うために必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されている状況にあること。</p> <p>(2) 保育所からの距離が、幼児が日常的に使用できる程度（幼児の歩行速度で徒歩10分程度の距離）であり、移動の安全が確保されていること（保育所と隣接した場所にあることを要しない。）。</p> <p>(3) 公園等の敷地の所有者が、地方公共団体若しくは公共団体又は地域の実情に応じて信用力の高い者であるなど、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されていると認められるものであること。</p> <p>(4) 便所及び手洗い場（以下「便所等」という。）が設置されている</p>

	<p>こと。ただし、当該公園が保育所の便所等を使用できる距離にある場合又は、当該公園の近隣の建物等にある便所等を使用できる場合は、この限りでない。</p> <p>3 公園等を使用するにあたっては、次に掲げる事項について配慮すること。</p> <p>(1) 一般市民の使用を妨げないようにすること。</p> <p>(2) 地域住民との良好な関係の構築に努めること。</p> <p>(3) 同じ公園等を複数の保育所等が使用している場合等は、相互に使用日時の調整を行うこと。</p>
<p>駐車場</p>	<p>車、自動二輪車又は自転車による送迎を許可する場合は、近隣住民や児童生徒の通学等の支障とならないよう、十分なスペースの駐車場及び進入路（以下「駐車場等」と言う。）を必要に応じて敷地内外に確保するものとし、駐車場等を確保できない場合は、当該駐車場等に該当する車による送迎を許可しないなど、必要な対応を行うものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>1 建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法等を遵守し、特に、採光、換気、避難用設備等の入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うこと。</p> <p>2 耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は、耐震補強工事が実施済みであること（昭和56年6月施行の新耐震基準の基づき設計及び建築された建物を除く。）。</p> <p>3 吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。</p> <p>4 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であること。</p> <p>5 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。 また、建築確認申請を要さない場合でも、建築基準法における基準を満たすこと。 ただし、既存施設を活用する場合は、検査済証について、指定確認検査機関が実施する建築基準法適合状況調査の結果など、実質的に建物の安全性が確保されていることが立証できる別の書類（以下「調査結果」という。）に代えることができる。</p> <p>6 既存建物を活用するときは、建築基準法第87条に基づき、原則として、補助金等の申請までに特殊建築物（保育所）への用途変更の手続きを行い、建築確認済証の交付を受けること。ただし、当該</p>

	建物で既に保育事業を運営している場合は、調査結果に代えることができる。
--	-------------------------------------

2 設置が望ましい施設

事務室、調乳室、沐浴室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室

3 保育室等を2階以上に設置する場合の基準

保育室等を2階以上に設置する場合の基準は、条例第44条第7号に規定する基準を遵守するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付け雇児発0905第5号）における基準に準拠すること。

※ 保育室等が設置される最上階の基準が該当する。

例 保育室等が2階と3階にある場合：「保育室等が3階の場合」

保育室等が2階から4階にある場合：「保育室等が4階以上の場合」

別表3 設置認可に関する書類（第15条関係）

- 1 運営規程
- 2 設置者が法人の場合、法人登記事項証明書
- 3 設置者が社会福祉法人以外の場合、運営委員会設置要綱及び運営委員会等委員一覧表
- 4 有資格者の資格証明書類の写し
- 5 建築確認済証・検査済証・消防用設備等検査済証の写し
- 6 建物内外主要部分の写真
- 7 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）
- 8 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物を除く。）
- 9 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であることを証する室内空気測定結果等の写し
- 10 専用の屋外遊戯場を設置しない場合、屋外活動に関する計画書
- 11 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（原則として専用の屋外遊戯場を設置する場合）
- 12 経営者が社会的信望を有することを証する書類
- 13 欠格事由に該当しないことの誓約書
- 14 その他必要な書類（調理業務委託契約書の写し等）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表4 認可の条件（第17条関係）

- 1 条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。
- 2 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- 4 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号。以下「児発第295号通知」という。）別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び児発第295号通知別紙2の借入金明細書、及び児発第295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 5 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の資金収支計算書（拠点区分）及び損益計算書
 - (3) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書ただし、学校法人会計基準又は企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における児発第295号通知別紙1の積立金・積立資産明細書
また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、児発第295号通知別紙2の借入金明細書、別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- 6 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号）に準拠すること。

別表5 名称等の変更に関する書類（第18条第1項関係）

- 1 保育所の名称の変更の場合においては、保育所の名称を変更することについて議決した議事録の写し
- 2 保育所の位置の変更の場合においては、住居表示変更の証明書等
- 3 設置者の名称の変更の場合においては、次に掲げる書類
 - (1) 変更後の定款の写し
 - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 4 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表6 設備等の変更に関する書類（第18条第2項関係）

- 1 建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
 - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
 - (3) 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
 - (4) 建築確認通知書及び検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (5) 土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）
 - (6) 耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みであることを証する書類（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
 - (7) 吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成9年度以降に竣工した建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
 - (8) 室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (9) 屋外活動に関する計画書（専用の屋外遊戯場を設置しない場合で、屋外遊戯場に代わる場所を変更する場合）
 - (10) 土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（位置の変更を伴う場合で、原則として専用の屋外遊戯場。新たに専用の屋外遊戯場を設置する場合や、面積基準を下回るものを含む）
- 2 定員を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 保育所の定員を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 職員の構成を記載した書類
 - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
 - (4) 変更前後の部屋別面積表
- 3 設置者の代表者を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 代表者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 代表者の履歴書
 - (3) 代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
- 4 施設長を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 施設長を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 施設長の履歴書
 - (3) 要綱第9条の要件を充足することを証する書面
- 5 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表7 廃止又は休止に関する書類（第20条関係）

- 1 廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分 of 具体的方法を記載した書類
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類
- 4 その他必要な書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

第 年 月 日
号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



児童福祉施設（保育所）設置不認可通知書

年 月 日付で申請のありました下記の児童福祉施設（保育所）の設置については、下記のとおり認可しないので通知する。

記

- 1 保育所の名称及び所在地
 - (1) 名称
 - (2) 所在地

- 2 認可しない理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日 号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



児童福祉施設（保育所）事業停止命令書

下記の施設について、下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 事業停止を命ずる期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

第 年 月 日
号

(所在地)
(団体名)
(代表者名) 様

千葉市長



児童福祉施設（保育所）設置認可取消通知書

下記の施設について、下記のとおり認可を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名称
- (2) 所在地

2 認可を取り消す日

年 月 日

3 理由

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。